

八尾市木造住宅耐震改修設計補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定める定義と同一とする。

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第7条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済書の写し
- (2) 法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し
- (3) 前2号の書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認または推測できるもの
- (4) 当該建築物の所有者が確認できるもの
- (5) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修設計実施に係る決議書
- (6) 現状の耐震診断結果報告書(ただし、耐震診断における補助制度及び技術者派遣事業を利用し、耐震診断結果報告書が本市に存する場合は添付を要しない。)
- (7) 耐震改修設計費用の見積書
- (8) 耐震改修技術者であることを証する書類
- (9) 委任者がいる場合は委任状
- (10) 居住していることが確認できるもの、これから居住しようとする木造住宅にあっては、売買契約書の写し等
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(完了報告)

第4条 要綱第12条に規定する耐震改修設計完了の報告は完了報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象建築物の耐震改修計画が分かる図書(改修計画図、耐震改修費用の見積書等)
- (2) 補強説明書(様式第9号)
- (3) 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書(耐震改修後の耐震診断結果の評点が1.0以上または1.0以上相当と認められる数値若しくは、0.7以上であることを示すもの)
- (4) 建物現況図(位置図・配置図・平面図)
- (5) 各工事箇所の現況写真
- (6) 耐震改修設計費用の請求明細書の写し(代理受領制度を利用しない場合に限る)
- (7) 耐震改修設計費用の領収書の写し(代理受領制度を利用しない場合に限る)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第5条 要綱第14条に規定する補助金の交付の請求は、請求書(会計様式1)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、(2)から(4)は、代理受領制度を利用する場合に限る。

- (1) 債権者登録申請書
- (2) 耐震改修設計費用の請求明細書の写し
- (3) 耐震改修設計費用の領収書の写し
- (4) 代理受領に係る委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(特別な場合の措置)

第6条 この要領によりがたい場合の取り扱いは、そのつど市長が定める。

附 則

この要領は平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年 4月 2日から施行する。

附 則

この要領は平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年 7月 3日から施行する。

附 則

この要領は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年 4月 1日から施行する。